

調達要求番号： 5SYK1A30040

陸上自衛隊仕様書			
物品番号	_____	仕様書番号	
地下タンク検査		防衛大臣承認	_____
		作成	令和7年12月2日
		変更	令和 年 月 日
		作成部隊等名	石垣駐屯地業務隊

1 総 則

(1) 摘要範囲

本仕様書は、陸上自衛隊石垣駐屯地における燃料施設地下タンク検査役務について適用する。

(2) 場 所

沖縄県石垣市平得1273番404 陸上自衛隊石垣駐屯地

(3) 履行期間

契約日の締結日から令和8年3月31日まで

2 概 要

(1) 燃料施設地下タンク及び埋設配管漏洩点検・・・1式

地下タンク（航空燃料） 40KL×4基

地下タンク（軽 油） 40KL×3基

(2) 各燃料タンクの貯蔵数量（仕様書作成時現在）

航空燃料 No1タンク 27KL

航空燃料 No2タンク 35KL

航空燃料 No3タンク 36KL

航空燃料 No4タンク 36KL

軽 油 No1タンク 9KL

軽 油 No2タンク 30KL

軽 油 No3タンク 21KL

(3) 図 面

別紙参照

3 一般仕様

(1) 一般事項

ア 本役務は、次の法令等を遵守し、材料、工法の選定、品質性能の確保、検査等を行い、特に引火・爆発等の予防には万全な処置を講じ事故防止に努めること。

- (ア) 消防関係法令（消防法、危険物取扱に関する政令規則）
 - (イ) 労働安全衛生関係規則
 - (ウ) その他関係法令等（条例を含む。）
- イ 本役務の実施に当たり、設計図書等に明記なき事項についても、作業上当然処置すべき事項は、受注者の負担で実施する。
- (2) 駐屯地への立ち入りのために必要な手続き及び駐屯地規則厳守の徹底
- ア 駐屯地への立ち入り及び行動（出入門手続・火気取扱・通行路等）は、当該駐屯地の規制（部隊諸規則）及び関係者の指示を厳守して行うものとし、作業地域以外の立ち入りを禁止する。やむを得ず当該地域以外への立ち入りを必要とする場合は所定の手続きを行い、監督官の指示に従うものとする。
 - イ 駐屯地の区域内における車両等の通行ルート及び当該作業地域の安全対策については受注者において十分に管理するものとする。
 - ウ 駐屯地区域内の施設等に損傷を与えないよう十分注意して作業する。万一破損させた場合は、速やかに監督官及び駐屯地の管理者に報告するとともに、受注者の負担において原形に復旧する。また、第三者等に損害を与えた場合は、受注者の責任において補償する。
- (3) 作業時間
- 本役務における駐屯地区域内での作業時間は、8時30分～17時までとする。ただし、これを超える時間については、監督官と協議の上実施する。
- (4) 提出書類等
- 本役務の写真は、カメラ（カラー）またはデジタルカメラを使用し、作業前・作業中・作業完了後、隠蔽箇所及び監督官の指示する所を撮影し、簿冊に整理して1部監督官に提出すること。
- (5) その他
- 疑義事項が生じた場合、不都合等が生じた場合は、官側と協議すること。

5 役務仕様

- (1) 本役務では原則として、駐屯地の用水、電力の使用はできない。使用する場合は所定の手続きを実施し、仮設用メーターを設置して使用料を徴収する。
- (2) 使用不能燃料、スラッジ、汚泥等が発生した場合は発生量を監督官に報告し、受注者の負担で搬出及び処分を行うこととする。処分完了時には産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票の写しを提出すること。
- (3) 点検の実施
 - ア 点検に際し、あらかじめ監督官から状況を聴取し、点検の参考とする。
 - イ 漏洩点検の方法は『地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について（平成16年3月18日）』による点検方法とし、事前に監督官の承認を得る。
 - ウ 測定を行う点検は、定められた測定機器又は当該専用の測定機器を使用する。

- エ 異常を発見した場合には、同様な異常の発生が予想される箇所の点検を行う。
- オ 本役務の点検結果報告書を1部提出し、異常を発見した場合は速やかに監督官に報告すると共に、報告書に明記する。